

社説・コラムにおける「P以上Q」文の用法

行為の必要性を述べる文と必然的な状態、
動きを述べる文

藤 井 涼 子

一 はじめに

「税金を投入した以上，こうした責任をきちんと問い，納税者の前に実態を明らかにすることが不可欠だ。」(98・7・1 朝日新聞社説)

本稿では，上の例文に示すような漢語「以上」が従属節を形作る文について考察する。現代日本語の語彙において漢語の占める位置，役割は重要である。その多くは漢語としての語彙的な意味を保ちながら日本語の名詞，動詞，形容動詞，副詞として働くが，上の例では語彙的な意味よりもむしろ文法的な意味を強く担って働く点に注目される。日本語の論理を表現する上で漢語が大きな役割を果たすことを示す一例である。

以下，「以上」が形作る節を 以上〉節^①，その叙述内容を前件P，主節の叙述内容を後件Qとする。又，以上〉節と主節から成る文を 以上〉文^②とよぶことにする。

二 先行辞書，文法書の記述

先行辞書，文法書の多くは，以上〉節の用法について，主節に述べられる判断の理由を示すと説明するが^③，他に「理由提示の他に単なる確定条件を示す場合もあり」と注記するもの^④，前提と当然の帰結とするもの^⑤，以上〉節は「条件節に近似するもの」と説明するものがあり^⑥，単なる理由提示として捉えきれない部分があるようである。また，類義表現として「からには」「限りは」がとり上げられることが多いが，その相違は必ずしも明確ではない。

三 以上〉文，以上〉節の用法

漢語「以上」は「五尺以上不輕得息(漢書・賈誼傳)」とあるように，数量や段階を表す語について，それを含みそれより上であることを表すのが本来の用法である。基準を示し，それによって一定の範囲を表す語である。

こうした漢語としての基本的な語義は節を形作る用法においても変わらず、以上〉節は主節に示される判断及び意向が成立する範囲を示し、その成立を限定する。

例1 二年生以上は、物理の単位が必要だ。

例2 理学部を受験する以上は、物理の単位が必要だ。

例1は漢語本来の用法に基づく例文であり、例2は「以上〉文」の例である。二例とも、主節に「～が必要だ。」という判断が述べられるが、それは「二年生より学年が上であること」「理学部を受験すること」が満たされている者についてのみ適応されるものである。例2の「以上〉節」は、例1に見られる漢語本来の用法を受け継ぎながら主節の判断が成立する範囲を限定して示す役割を果たす。

こうした「以上〉節」の役割に対して、主節に述べられる判断は限定を受けることで必然の事態に対する当然の判断という性格をもつことになる。次に例を示す。

例3 減税はします。大型間接税はやりません」と選挙中に公約した以上、「ですから大型間接税の審議は棚上げです。」になるはずと大方は思う。(86・7・20天)

例4 サマランチ氏が会長の座にある以上、抜本的な改革は無理と見るのが常識というものだろう。(99・12・16)

例3, 4では「審議が棚上げになること」「抜本的な改革は無理なこと」を必然の事態と認めて述べるが、そうした筆者の判断は例文中にあるように大方の人がそう思う常識的な見方であり、当然の判断なのである。

本稿では「以上〉節」の基本的な役割を「主節に示される判断及び意向の成立を限定すること」と考える。そこには、主節に対して様々な論理的关系を持つ事柄が述べられることが予想される。そうした論理的关系を何らかの枠組みで整理することが「以上〉文」の用法を明らかにする上での重要な課題であるが、そのためには主節に述べられる判断、意向の内容が明らかでなければならない。このように考え、主節には何が述べられるのかという観点から「以上〉文」の用法を記述することを本稿の目的とする。

今回は現代日本語の論説的な文章における使用に限定し、朝日新聞社説(1998年1月～2000年6月)、天声人語(1985年1月～1992年12月)を調査対象とした。両資料の文体の差、天声人語の場合は個人的な文体の影響をも考慮する必要があるかと思うが、用法の分布に大きな差が見られないため今回は区別せずに扱った。天声人語からの例文は()に天と略して示す。社説からの例文には特に記さない。なお、異なる位相での使用、語誌的な変遷については稿を改めたい。

四 モダリティから見た 以上〉文の分類

四・一 表現、伝達上の機能から見た 以上〉文

以上〉文をモダリティの観点から分類する。以下、モダリティの概念既定、分類については益岡隆志氏の論に従う。^⑦

以上〉文は表現、伝達上の機能から三つの型に分類される。^⑧主節述語の形式別に用例数を表1に示す。なお、「P 限り Q」文についても同様の調査を行い、参考として例数をあげる。後件 Q の成立範囲を限定する節を作るという点で、「限り」は「以上」と共通した性格をもつと考えたためである。以下、同様に 限り〉節、 限り〉文とよび、考察をすすめる。

表1 表現、伝達上の機能から見た 以上〉文

演述型			情意表出型			訴え型		
主節述語形式	以上	限り	主節述語形式	以上	限り	主節述語形式	以上	限り
			V たい	5	0	V てはいけない	1	0
			V たくなる	1	0	V な	1	0
			V よう	1	0			
合計	126	106	合計	7	0	合計	2	0

注1 表中の V は、以下の形式に続く動詞各活用形を示す。

注2 演述型の文の述語形式とその使用数は表2、3に示す。

知識の表現、伝達といった機能を果たす演述型の文が最も多く用いられる。 限り〉文には演述型以外の文は認められない。演述型の 以上〉文はすべて表現主体の何らかの判断が述べられるものである。^⑨

以上〉文には、演述型の文の他に感情、意志の伝達にあたる情意表出型の文、聞き手に行為を要求する訴え型の文も少数ながら認められる。これらの文は、聞き手に対する意向を述べるものである。以上〉文の主節には命令表現が用いられないと言われるが、例6を見る限りではそうした共起制限はない。^⑩

例5 くじを導入する以上は せめてその売り上げがスポーツの振興にとって本当に有益な分野に使われるよう求めたい。(98・5・27) 情意表出型

例6 「さようございます。公約がある以上大型間接税を導入するな」と訴えているのは私どもに違いございません。(86・11・29天) 訴え型

情意表出型の文は、例5のように「～しよう」「～したい」といった形式で「～してもらおう(1例)」「～してもらいたい(3例)」「求めたい(1例)」と他者の行為を求める表現が多い。こうした他者に対する行為要求の表現の存在は、聞き手により直接働き

かける訴え型の文と共に 以上〉文の特徴の一つである。

四・二 判断のカテゴリーから見た 以上〉文

演述型の文に示される表現主体の判断について考えてみたい。今回調査した 以上〉文には、例7のように価値判断のモダリティを持つ文が多く見られる。

例7 政治交付金を受け取っている以上 政治家個人への献金は一刻も早く禁止すべきである。(99・6・18)

価値判断のモダリティとは、対象となる事柄に対して、そうあることが望ましいという表現主体の判断を表すものである。述語には「べきだ」「なければならない」「ことだ」等の形式が使用される。

一方、価値判断のモダリティを持たない文には次のような例が見られる。

例8 衆院で自民党が過半数を押さえている以上、参院選の結果がどうあれ、後継首相は自民党の都合で決まる。(98・7・14)

例9 警察集団が聖人君子の集まりだとは思わない。人間の集団である以上、欠陥もあり、落ち度もあるだろう。(85・3・26 天)

「自民党の都合で決まること」「欠陥も落ち度もあること」の真偽についての判断を述べるものである。これらを真偽判断のモダリティを持つ文とよぶ。

両者の相違は「価値判断文は事の真偽に関与せず適否のみが関与する」点にあるとされるが、^⑪演述型の 以上〉文には価値判断文と真偽判断文という異なった二つの判断を述べる文が観察されることになる。以下、両者の叙述内容について考察する。

五 行為の必要性を述べる価値判断文

表2に示すように価値判断文は 以上〉文に特徴的な文である。37例中、34例が動詞述語で、「動詞+べきだ、なければならない」といった形式が多く用いられる。双方の形式に続く語を次にあげ、()内に動作の主体となる人物を示す。

【～べきだ、べきだった、べきだろう】12例

義務づけでいく(政府)、範を示す(国会議員)、禁止する(政府)、下ろす(政府)、延ばす(政府)、答える(プーチン氏)、決断する(大阪府元知事)、世に問う(三党)、作る(三党)、処理する(県)、明らかにする(元長官)、促す(大統領)

【～なければならない、ておかななければならないだろう、なければなるまい】17例

説明する(政府)、守る(首相)、示す(銀行)、打ち出す(各国各組織)、踏む(政党)、とらえる(国)、制定する(国会)、注意を払う(国際社会)、制度にする(政

表2 述語形式別に見た価値判断文

表2-1 動詞述語文

動詞述語					
形式(肯定)	以上	限り	形式(否定)	以上	限り
V(基本形)	2	0	Vべきではない	1	1
Vべきだ	10	0	計	1	1
Vべきだった	1	0			
Vべきだろう*	1	1			
Vなければならない	15	0			
Vざるを得ない	1	0			
Vざるを得まい*	0	1			
Vことだ	1	0			
Vておかなければならぬだろう*	1	1			
Vなければなるまい*	1	0			
計	33	3			

* 価値判断の二次的モダリティの形式に真偽判断の形式が接続したもの

表2-2 形容詞述語文

形容詞述語		
形式	以上	限り
~なければならない	1	0
~であること	1	0
計	2	0

表2-3 名詞述語文

名詞述語		
形式	以上	限り
~なくてはならない	1	0
計	1	0

府), 尊重する(中国), 考える(我々), 作っていく(我々), 見る(我々), 確保する(我々), 覚悟する(我々), 登院する(私)

両形式とも意志的な動きを表す動詞が用いられ, 次のように他者が動作主体となる文が多い。

例10 消費者の選択を尊重するのが原則である以上, 任意でなく義務づけでいくべきではないか。(98・10・2)

例10は遺伝子組み換え食品について, 表示を義務づけることを望ましいものとし, その必要性を述べる文である。動作主体となるのは政府であり, 表現主体から見て他者にあたる。「べきだ」形式の文は, 12例とも他者に対してその行為の必要性を述べる文である。

次に, 動作主体が他者とは考えにくい例を示す。

例11 生命の誕生への人間の介入には何らかの歯止めが必要だ。不妊の悩みに答えながら多くの人々が納得できる明確な指針を探らなければならない。学会のガイドラインが無力であることがはっきりした以上, 十分な議論の上で別の形を考えねばならない。(中略) 生まれてくる子供自身の幸せへの目配りも忘れずに論議を急

ぎたい。(98・6・7)

例11は別の形のガイドラインを考えることの必要性を述べるが、動作主体は表現主体である筆者を含む社会全体と見てよいだろう。前頁には「我々」として示した。一方、動作主体が表現主体(この場合は話し手)と一致し、個人の一人称に当たる例がある。

例12 いったん三月上旬に登院すると言明した以上 生命を賭しても10日には登院せねばならぬ。(92・11・17 天)

例12は浜口首相の発言の引用で「登院する」ことの主体は話し手である首相自身であり、例10, 11のように行為の必要性を述べる文とはやや異なる。ここで示される「10日に登院する」という行為は話し手自身の意志によって選択実行できることである。そうした行為に対して発話の現場で自分自身はその価値を判断し述べる文は、森山氏が指摘されるように判断の対象と判断を下す人物が同一化した不自然なものになる。例12に関しては、自身が選択する行為としてはこれ以外に考えられないという行為の必然性を示し、強い意志を表明する文と考えるべきだろう。ただし、こうした例は引用形式に限られ、コラム・社説の筆者が自身の個人的な行為について述べる文は見られなかった。例12と同様の引用形式の文が場合は天声人語に三例見られるのみである。話者が自身の行為について価値判断の形式で述べる用法は「べきだ」には認められず「なければならない」に特有のもので、両者が表す価値判断の質の相違を示すものとされる。しかし、真偽判断文との比較においては、他者および社会一般の行為の価値を述べるという点で、両者は共に価値判断文の述語として働くと考えてもよいだろう。

六 動きの必然性を述べる価値判断文

前節で見た価値判断文を、以上)文におけるもう一種の文、真偽判断文と比較してみたい。述語形式別の使用数は表3に示すとおりである。

真偽判断文の基本的用法の一つは、動詞文において、必然的に動きが生起することを述べるところにある。ここで言う「必然」とは「現実に移行する可能性が一つにしばらく^⑬れ必ず移行する事」を意味する。先にあげた例8、次の例13がそうである。

例13 対米協力という形ではあっても、日本周辺の紛争に日本が一定の役割を担う以上、そのありようは日本の対外関係を直接左右する。(98・4・9)

例13は「日本の軍事的役割が対外関係を左右する」という動きが必然的に生起することを述べるもので、先の価値判断文とは判断の内容に必然性と必要性という相違がある。

真偽判断文において、基本形が主節述語として用いられる16例の動詞を次にあげる。

左右する、決まる、続く(2)、残る、要る、ついてまわる、なる(2)、ある(7)

表3-1 述語形式別に見た真偽判断文（動詞述語文）

* 真偽判断のモダリティに説明のモダリティ形式が接続したものの

社説・コラムにおける「P以上Q」文の用法

動詞述語						
断 定	形式（肯定）	以上	限り	形式（否定）	以上	限り
		V	9	14	Vない・Vません	1
	V（存在）	7	1			
	Vられる（受身）	0	2	Vられ（受身）ない	0	1
	Vられ（受身）ている	0	1			
	Vている	0	2	Vていない	0	1
	Vてしまう	1	2			
	Vた	0	1	Vなかった	0	1
	V（可能）	0	1	V（可能）ない	5	17
				Vられ（可能）ない	2	2
				V（可能）ないのだ*	0	1
				Vわけにはいかない	5	0
				Vていけない	0	1
				Vきれない	0	1
	計	17	24	計	13	40
断 定 保 留	Vだろう	2	1	Vないだろう	0	2
	V（存在）だろう	1	0	V（存在）まい	4	0
	Vう	0	1	Vまい	1	2
	Vているだろう	1	0			
	Vはずだ	1	0	Vはずはない	0	1
	Vていたはずだ	1	0			
	Vたはずだ	1	0			
	Vかねない	0	1			
	Vそうだ	0	1			
	V（可能）かもしれない	0	1	V（可能）ないだろう	0	1
				V（可能）まい	3	0
				Vられ（可能）まい	1	1
				Vてはいられ（可能）まい	1	0
	計	7	5	計	10	7

価値判断文の動詞述語が意志動詞であるのと対照的に、すべて無意志動詞である。動作主体の意志を必要としない動きは真偽判断文において必然のものとして表現され、意志を要する動きは価値判断文においてその必要性が述べられることになる。意志動詞の表す動きは、原則として動作主体の意志的な選択によって実現するものであり、その必然

表3-2 述語形式別に見た真偽判断文（形容詞，形容動詞述語文）

形容詞，形容動詞述語						
断定	形式（肯定）	以上	限り	形式（否定）	以上	限り
	～い	13	14	～ない	0	1
	～た	1	1	～ないのだ*	0	1
	～だ，である	9	2	～でない	1	0
	計	23	17	計	1	2
断定保留	～だろう	3	0			
	～ではないか	1	0			
	～だとしても	1	0			
	計	5	0			

表3-3 述語形式別に見た真偽判断文（名詞述語文）

名詞述語				名詞述語			
断定	形式（肯定）	以上	限り	断定保留	形式（肯定）	以上	限り
	～だ，である	4	4		～だろう	3	0
	～のことだ	3	0		～のことだろう	1	0
	～ものだ	0	1		～というものだろう	1	0
	～だった	1	0		～のようである	0	1
	計	8	5		～とか	0	1
					計	5	2

性を述べようとすれば，価値判断文に見られるように動作主体がその行為を意志的に選択することの価値，必要性を述べることになるのである。

しかし，価値判断文の中にも必然的に動きが生起することを述べる文がある。

例14 政府は税制を改め直接税と間接税の比率を見直すつもりだったら，選挙前に骨子を明らかにすべきだった。「大型間接税導入せず」をあれほど明言してしまった以上，首相による大型の新型間接税の実施は不可能と見なければならぬ。
(86・10・18 天)

例14の主節述語「見る」は意志的な動作を表すが，例14では動作主体の意志的な選択によってそれが実現するのではなく，外からの働きかけのもとに自然発生的に生じてくる動作を表す^⑮。前節で見た行為の必要性を述べる価値判断文とは異なり，筆者は「見ること」を望ましいものとして述べるわけではない。

又，主節述語が次のような形式をとる文にも必然の動きが述べられる。

例15 地方にとっては納得しがたいケースであっても「国益である以上，受け入れざるを得ない」とあきらめるか，補助金をエサに説得されるケースが多かった。

(00・2・23)

動詞「受け入れる」は意志動詞であるが、例15では動作主体の意志によって「受け入れる」ことが実現するのではない。「国益には従うべきだ」という一種の規範の存在が動作主体の意志的な行為選択の過程を阻み、やむを得ない必然的な動きとして実現することを述べる文である。意志的な選択が阻まれれば、動作主体が取るべき行為には他の選択肢がなくなり、結局は必然的な動きとして述べられることになる。「P以上Qするしかない、するほかない」も、又同様であろう。

七 可能表現に見られる二種の文

以上) 文には、動きの必要性を述べる文と必然の動きを述べる文があること、動きの実現にあたり動作主体の意志的な選択を必要としない、あるいは意志的选择が阻まれる場合に必然の動きとして表現されることを前節で見た。この二種類の文、必然性を述べる文と必要性を述べる文は可能・不可能を表す文にも見られる。

例16 焦点はワヒド氏がどんな政権を作るかである。直接の支持基盤が狭い以上、他党との連立は避けられまい。(99・10・21)

例17 政府は誤ったメッセージとして受け取られることがないように、外交努力を尽くす必要がある。ODAが国民の税金を使って行われる以上、納税者に納得のゆく説明が欠かせまい。(98・2・27)

例16は不可能を必然の状態として述べる文である。悪い結果を予測しそうならないようにすることが「避ける」の基本義であり、動作主体の意志に基づく行為であるが、ここでは「支持基盤が狭い」という現実の状況が動作主体の意志的な行為の選択を不可能にし、意志に反する必然の状態を生み出すのである。「P以上 ～は免れない」も類義の表現である。例16の他には「誤爆は避けられない、譲歩は免れない」といった用例が見られた。一方、例17は行為の必要性を述べる文である。「欠かす」は「習慣的に行っていることを無しですます」と説明されるが、それが不可能な状態とは「無しではすませない状態」であり、必要な状態を表すことになる。例17の他には「前提、未来への構想、努力が欠かせまい」といった用例が見られた。

上の二例は、主節述語の語彙的な意味によって二種の判断が区別して表現される例であるが、不可能表現の文には、動き実現時の状況が動作主体の意志の関与を阻み、その結果生じる必然的な状況を表す文がある。

例18 「根底に貧困の問題がある以上、住民と共に知恵をしぼって生活が成り立つようにしていかなければ土地は守れない」と代表の高橋一馬さんは言う。(98・

例18は「土地を守ること」の不可能を必然の状態として述べる文である。動作主体である「我々」の意志は「土地を守る」ことにあるのだが、貧困という現実の要因が動作主体の意志を阻むためにそれは不可能であり、意志に反する必然的な状況として述べられるのである。

しかし、常に二種の文が完全に区別されるわけではなく、表現主体と動作主体が異なる場合には複数の解釈が可能な文がある。

例19 自民党は護憲，改憲の両勢力を抱えている。公明党は「平和原則」尊重をかか
 げている。小沢氏の提起は「自公」の枠組みに関わるものだ。小沢氏も憲法を
 全面に押し出した以上、「あいまい」な連立にいつまでも安住してはいられまい。
 (99・6・8)

例19は小沢氏，および自由党が連立に残るか否かを取り上げた文である。前文に述べられる状況が氏の意志的な行為選択を阻む現実の決定的な要因であると解すれば，氏の意志はどうあれ連立に残ることは不可能であり，それを必然的な状況として述べる文と解釈される。しかし，これらの状況は小沢氏の意志的な選択を完全に阻むものではないという見方も可能である。この場合には，ここで述べられる連立残留の不可能は必然の状態ではなく，連立残留は認められないという筆者の論理に基づく評価，価値判断として解釈される。「あいまい」「安住」という表現からもうかがえるように連立残留に対して筆者が批判的であることは明らかであり，「憲法を前面に押し出した以上連立に安住するべきではない，離脱すべきだ」という，他者の行為の必要性を述べる価値判断文に近い文として解釈することになる。不可能の表現「～できない」に，表現主体の立場からの不許可を表す用法が存在することは指摘されるが，話者がその実現を許す意図をもつかどうかによって決まるもので，形式的・客観的な規定は困難¹⁷⁾と言われる。例19に関しても，行為の必要性を述べる価値判断という面は文の含意的な側面と見るべきであろうか。ここでは両者の連続する面に目をむけることの必要性を今後の考察の課題として指摘するとどめる。

最後に，話者が話者個人の行為について判断を述べる表現を見ておきたい。

例20 選挙公報で約束した以上ウソはつけない。ウソをつける人だけでやってくれと
 言いたい。(鯨岡兵輔)(87・2・27 天)

例21 社会党は，食料品課税が実現しない以上，いかなる部分修正にも応じられない，
 と強硬な態度だった。(91・5・8 天)

例20は個人の談話を天声人語中に引用したもので，筆者以外の人物が話者となり自分

の行為について不可能を述べる文である。ここでの行為「ウソをつく」は動作主体の意志によって実現可能な動きである。その実現を阻む現実の要因は示されず、話者個人の信念に基づいて判断が下される。これが他者の行為に向けられるのであれば、「約束した以上、彼はウソをつけない、ウソをつくべきでない」と、他者の行為に対して、価値及び必要性を述べる文となる。しかし、判断を下す人物と動作主体が一致するために、例12と同様に、自身のとるべき行為としては「ウソをつかない」こと以外にはない、「決してウソをつかない」という意志を表明する文になると考えるべきである。例21も引用の形式で社会党の態度を示す文であり、例20と同様である。

八 おわりに

以上の考察から、社説、コラムにおける「以上」文には必然の状態・動きを述べる文と、行為の必要性を述べる文が用いられることが分かった。なお、形容詞、形容動詞を述語とする文にも、述語の語彙的な意味の相違によってこうした二種の異なった判断を述べる文が存在する。例21は不可能を必然の状態として述べ、例22、23は行為の必要性、重要性を述べる文である。

例21 しかし、所得や経済力に大きな格差がある以上、国境を越えた労働力を封じ込めることは不可能だ。(99・9・3)

例22 ふるさと創生を言う以上、中央の財源を大幅に地方自治体に委譲し、地方が自由な発想で使えるようにすることが必要だ。(87・11・28 天)

例23 資金を受け入れる以上経営責任を明らかにすることも大切だ。(98・6・27)
以上「文」に用いられる形容詞、形容動詞述語を使用数と共に次に示す。

【重要性、妥当性、必要性を述べる語】

望ましい、おかしい(2)、いい、(任務)は重い、大切だ、賢明だ、不可欠だ、当然だ(4)、必要だ(4)

【難易を述べる語】

むずかしい、～にくい(2)、不可能だ、容易でない、困難だ

【非存在、他を述べる語】

ない(6)

他者の行為の重要性、妥当性と共にその必要性を述べる語が多いことに気づく。社説、コラムという資料の性格によるところが大きい「限り」文には「難しい」(6例)をはじめ「おぼつかない」「ほど遠い」など難易を述べる形容詞述語が多く使用され、必要性を述べる語は見られないことから、「以上」文の特徴の一つと言える。今回調査し

た範囲での「以上」文の用法の特徴として、他者の行為の必要性を述べる文の多さ、さらに訴え型、情意表出型の文によって、そうした行為の実行を他者により直接求める点を指摘しておきたい。

こうした相違は、「限り」と「以上」の語義の相違にもよるものであろう。名詞「限り」は「時間、空間、程度における限界、極限」を表し、「限り」節は限界点が存在する一定の範囲を示す。一方、「以上」節の示す範囲は限界点が存在せず、広がりを持つ範囲である。他者の行為の必要性を述べる表現は、まだ生起していない動きに対する判断を述べるもので、「限り」の設定する限界点の存在する範囲ではとらえきれない面があるのではないか。

両者の比較も含めて問題は多く残る。行為の必要性を述べる場合にその根拠となるものは何か、どのような形式で示されるのか。「以上」節に根拠が示されるとは言えない例もあるように思う。こういった面から、主節と「以上」節の叙述内容の論理的関係をとらえることが「以上」文の用法を考える上での大きな課題となる。その際には、今回取り上げなかった構文的な考察も必要であろう。また、類義表現とされる形式との比較、語誌的な変遷の問題、文章中での「以上」文の役割、いずれも今後の課題としたい。

注

- ① 「以上」節の形式については「P以上は」という形で「は」を伴うものが21例見られた。塩入すみ『『X八』型従属節について』（『阪大日本語研究4』1992）では、「以上」「は」両語ともに限定を表す形式とされる。本稿でも「以上」文の意味用法には関与しないと考えて同様に扱った。
- ② ア 小学館『日本国語大辞典』
イ 寺村秀夫『日本語教育指導参考書 日本語の文法（下）』国立国語研究所
- ③ 森田良行『NAFL選書 日本語表現文型』アルク
- ④ 益岡隆志『基礎日本語文法』くろしお出版
- ⑤ 宮島達夫、仁田義雄編『日本語類義表現の文法（下）』くろしお出版
- ⑥ 遠藤織枝「からは・からには」『日本語学』三巻十号、1984年3月
- ⑦ 益岡隆志『モダリティの文法』くろしお出版
- ⑧ ⑦に同じ
- ⑨ 「ある時空間に生起・存在する事象を主観を交えないで描写する」といわゆる単純事象叙述文の用例は今回の調査範囲には見られなかった。
- ⑩ 寺村秀夫、注②イに同じ
- ⑪ 益岡隆志、④に同じ
- ⑫ 森山卓郎「価値判断のムード形式と人称」（『日本語教育』77 1992年7月）
- ⑬ ⑫に同じ
- ⑭ 奥田靖雄「現実・可能・必然（下）」『ことばの科学9』むぎ書房

⑮ ⑭と同じ

⑯ 小学館『日本国語大辞典』

⑰ 小矢野哲夫「現代日本語可能表現の意味と用法（Ⅰ）」大阪外国語大学学报45 1979年2月

（付記）

この論文は2000年3月、11月の同志社国語学研究会で発表した内容に加筆修正を加えたものである。席上、玉村文郎先生、堀川善正先生、浅野敏彦先生をはじめ多くの方から貴重なお教えを頂きました。厚く御礼を申し上げます。